

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
13	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」 ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	内閣府、厚生労働省	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県		宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大飯町、奈良県、高松市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	○当該では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、その経費負担等について、災害救助法に規定が無いことから、災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」を追加する必要性が生じている。 ○大規模災害時において人手不足となった福祉・介護施設(緊急入所や福祉避難所を受け入れた施設)等への災害派遣福祉チームの派遣について、経費負担等の具体的な取扱いについて、災害救助法による救助の種類に規定無く、発災後の通知により対応することとなっている。そのため、災害派遣福祉チームの派遣制、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○医療チームにおいては、派遣費用が災害救助法の対象になっており、福祉チームについても、求償対象になることを要する。 ○経費負担率等の取扱い及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱い等については、各自自治体にとって被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○災害発生時は、被災者の健康管理及びごころのケア等を行う保健師などの役割が重要であるが、その業務については現在の救助項目の対象とならないものも多い。被災地のニーズ及び保健師等の業務の重要性を踏まえ、救助項目に「福祉」の項目を追加することで、保健師等の業務を災害救助法の対象とすべきである。 ○平成28年熊本地震では、福祉避難所の支援として他県から介護職員等の派遣を受けたが、費用負担等については法上の明確な規定がないことから、厚生労働省の平成28年4月28日付事務連絡の発出を待つこととなった。 ○南海トラフ巨大地震発生時には、避難生活の中長期化が予想されることから、要配慮者の二次的避難所となる福祉避難所の確保が急務となっている。 ○熊本地震においては、被災1週間後に予想される要配慮者避難者数20,000人に対して、確保している福祉避難所の最大収容可能人数は3,097人であり、引き続き福祉避難所の確保に努めるもの、今後は一次避難所である指定避難所における要配慮者スペースの拡充に取り組む必要があると認識している。今回の制度改正の提案内容は、指定避難所において要配慮者が中長期的な避難生活を送る上で必要となる支援であることから、本市としても提案すべき内容であると考えられる。 ○県内において、あるいは県境を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県境を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など間による一定の関与が必要である。 ○当該においても災害派遣福祉チームによる一定の関与が必要である。 ○県内においても災害派遣福祉チームを確保し、派遣に際しては、派遣費用が災害救助費の支弁対象となるかどうか等、同様の問題が生じる可能性がある。 ○現状では、災害が起きることに被災者と協定を締結し、派遣に係る経費負担などについて協議した後に介護人材を派遣することになっている。災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」が追加されることにより、協定を締結しなくても迅速に被災地に福祉人材を派遣することが可能になる。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考えられる。
45	B	地方に対する規制緩和	その他	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(縦は知事印を押印の上、郵送提出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	地方創生推進交付金(本決定前)後の地域再生計画認定申請受付とすることにより、地域再生計画を作成する期間が確保され、また修正や取り下げ事務が不要となるため、申請業務が簡素化される。	・2018年12月21日付事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、展開型タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について」(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	内閣府	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町		福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、高松市、松山県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○実施計画の事業が不採択となった結果、地域再生計画の申請取り下げとなり、地域再生計画の作成・提出など不要な作業となった事例がある。 ○地方創生推進交付金の変更申請を行ったが不採択となり、変更踏まえて提出していた地域再生計画の取り下げ事業が発生し、結果的に不要な事務作業を行ったことがある。 ○複数の自治体が申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の龍文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめる必要があるため、交付金とほぼ同じ期間であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに連携自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要があり、事務を一層煩雑化している。 ○当該においても、経費負担等について、実施計画側で修正内容が認められなかったため、それぞれ交付決定・計画認定された際に、両計画の内容に齟齬が生じてしまい、地域再生計画を次の認定回に元の状態に修正し、実施計画との整合をとったという事例があった。 ○地域再生計画は、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時期であることから、県でも大きな負担となっている。実施計画申請後、地域再生計画の作成(10日程度)について考慮いただきたい。 ○地域再生計画の作成に当たっては、地方創生推進交付金実施計画作成とほぼ同時進行での短期間での作業となるため、事務の負担が非常に大きい。加えて、地方創生推進交付金が不採択となった場合は地域再生計画取り下げ処理が、継続採択された場合は地域再生計画修正処理が発生するため、非効率かつ煩雑な事務処理状況となっている。地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直しをいただきたい。
73	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。 ・通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き)券面記載事項変更に関する必要手順など)についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一した事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしたい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積確認している状況から、統一した事務処理マニュアルの作成により、個別確認が必要となる負担が軽減され、また、各市区町村の確認負担りなどによる、事務の遅滞等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、中四国中央市、高松市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町		大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新潟市、福井市、松本市、荒川市、川崎市、福井市、高松市、浜松市、豊橋市、静岡市、西条市、京都市、京都府、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、鳥取市、岩手県、山形県、青森県、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-11など、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落としと重大な事故に繋がりがわかない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等で示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのか非常に分かりにくく、時間がかかる。統一した事務処理マニュアルを作成することにより、各自自治体の負担軽減となり、また各自自治体の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○当該でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○本市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一したマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカードの各種業務における申請受付方法(本人確認等)について不明確な点もあり窓口対応で連携することがある。 ○当該では独自マニュアルを制定し、外国人マイナンバーの情報連携を行っているが、制度改正毎に事例改正が必要であり、番号法での情報連携対象に外国人生活保護を追加することで業務負担軽減が図れると考える。 ○国に対する申請事務が煩雑であること、また日本人と比べて照会に関するタイムロスが生じることから、同様の制度改正の必要性を感じている。
74	B	地方に対する規制緩和	その他	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	・国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を制定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される旨に、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定の措置について(昭和29年5月8日発第382号厚生省社会局長通知))を含めることを求める。 ・日本人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみ世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	・国が生活保護法及び番号法を改正した場合、施行後直ちに外国人のマイナンバー利用が可能となる。 ・外国人と日本人が混在する世帯の場合も、日本人のみ世帯と同様の対応が可能になる。	生活保護法、「生活」に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知 平成27年9月16日社保保発0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	内閣府、厚生労働省	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町		熊谷市、千葉市、長野県、美濃加茂市、京都府、高松市、久留米市、熊本県	○独自利用条例の制定・改正は自治体の負担が大きい。全国の自治体が同様に実施している事務は、法改正を行い対応すべきである。その最たるものが、外国人生活保護事務である。本主に各自自治体独自で実施している事業だけを条例規定すればよいように改善すべきである。 ○国の通知により外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修をおこなっているが、本市システムでは担当職員がシステムに保護申請者(受給者)が外国人である旨の入力をおこなうことが必要であり、人為的なミスによるマイナンバーの情報連携がおこなわれないう留意する必要がある。事務上で負担となっている。世帯類型も多様化しており、日本と外国人が混在する世帯も増加していることから、同一世帯別情報連携対象者と対象外者が混在し、実務に支障が生じている。 ○当該では独自利用条例を制定し、外国人マイナンバーの情報連携を行っているが、制度改正毎に事例改正が必要であり、番号法での情報連携対象に外国人生活保護を追加することで業務負担軽減が図れると考える。 ○国に対する申請事務が煩雑であること、また日本人と比べて照会に関するタイムロスが生じることから、同様の制度改正の必要性を感じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
136	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を経由して市に届くのは、年末ギリギリになる。申請期間が年末年始を挟むうえ、その間に事前相談を行うなど、非常にタイトなスケジュールになっているため、十分な検討期間が確保できず、また書類作成事務が負担となっている。 また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、地域再生計画は実施計画と同様の記載する項目が多く、実施計画が固まらなると地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。	早期の情報提供や事務連絡の発出により、検討期間や事務処理期間を確保することで、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。	地域再生法	内閣府	川崎市		盛岡市、福島県、新座市、千葉市、横浜市、平塚市、十日町市、長野県、大連市、多治見市、浜松市、名古屋市長、豊橋市、京都市、大阪府、堺市、神戸市、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市	○内部調整等で時間や手間がかかる事務であるため、十分な処理期間を設けるために、早めの周知に努めていただきたいと考える。また、地域再生計画と実施計画の担当部署が異なることで、手続きの方法やスケジュールなどが複雑になり、地方自治体にとっては分かりづらくともに事務が煩雑になっている。 ○令和元年度から事業が始まった推進交付金の移住・起業・就業支援タイプについては、全国の自治体で事業構築・予算化が必要な事業であるにも関わらず国からの情報提供が遅く、自治体の予算編成スケジュールを考慮していないものであった。自治体の自由な発想の下で事業を進めるという観点から、今後は秋頃までに国における検討を終えて自治体へ通知するなど、制度の適切な運用が必要である。 ○今年度の交付申請書の提出においては、3/29(金)に都道府県に対して提出に係る事務連絡があり、提出期限は土日を含んで4月1日(月)の18時であった。処理時間が市町村への照会・取りまとめを含めて1日しかなく、適切な期限設定ではない。同じ内閣府の地域少子化対策重点推進交付金では、予算成立、予算執行が可能となることを条件として(準備行為として)、3月中旬の内示日以降で交付申請を受け付けていることから、同様の対応を取っていただきたい。 ○複数の自治体申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の鑑文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめる必要があるため、交付金とほぼ同じ期限であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに連携自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要があり、事務を一層煩雑化させている。 ○地方創生推進交付金を4月交付決定(早期の事業着手を可能)とするために、国から諸所の配慮があることは承知しているが、それでもなお、支障事例にあるとおり、十分な検討期間が確保されていない、交付金申請事業の熟度を一層高めるためには、補助認定要件等を確認した後の事前相談において、ある程度の検討時間を要する。地方創生の実現に向けた事業の効果を高めるためにも、早期の情報提供や事務連絡の発出をお願いしたい。 ○事前相談のコメントを受けてから本申請までの期間が短いほか、実施計画と同様の記載をする項目が多い地域再生計画においても、内閣府からの依頼や提出先も別になっていることから、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。 ○地方創生推進交付金の申請は、事務連絡の発出から期限まで非常にタイトなスケジュールとなっている。 検討期間・事務処理期間を確保することができれば、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。 更に、補助の認定要件が変更となる場合は、事前に提示があれば、事務より円滑な執行が図られる。 ○地方創生推進交付金の実施計画書は、事前相談を経た上で、実施計画を提出することになっていることから、実質、公募開始から実施計画書を作成するまで、営業日ベースでは、9日間しかなく、非常にタイトなスケジュールとなっており、十分な検討期間が確保できず、職員の負担も大きくしている等の支障が生じている。 また、実施計画書と地域再生計画について、同じ内閣府地方創生推進事務局であるにも関わらず、依頼や提出先、提出日が別々になっており、事務が煩雑になっている。
232	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」による「同一住所検索」における「同一住所検索」による世帯番号の情報のみ取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7号に基づく情報照会の際に行う取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみ取得されるよう改善すること。 【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超過した場合は、表示されない。	情報提供NWSでの住民情報照会が不要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住基NWSで不必要な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市	○同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、本市においても対応に苦慮している。
266	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に数量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合	高山市	○災害時には被災者ニーズに可及的速やかな対応が必須となり、過去の災害で認められた事例を参考に被災地の実情に応じた迅速な対応ができるよう協議同意の廃止を求める。	